年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立期間②及び③について、申立人は、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における標準賞与額の記録を申立期間②は29万円、申立期間③は27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日

② 平成15年12月12日

③ 平成16年6月11日

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る 賞与の記録が無い旨の回答を得たが、申立期間当時、A事業所から支給され た賞与からは厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほ しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、申立人が提出した賞与明細書から、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②及び③ 申立人に係る標準賞与額については、 賞与明細書から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15年12月12日は29万円、16年6月11日は27万9,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間②及び③にA事業所はB健康保険組合に加入しているところ、いずれにおいても申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことが確認でき、事業主が当該期間に係る賞与の届

出を行ったにもかかわらず、B健康保険組合及び社会保険事務所(当時)の双方が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は申立人に係る当該期間の賞与額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人はA事業所に勤務し、賞与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているが、当該期間の賞与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立人が当該期間において支給された賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A事業所は破産手続に入っており、事業主代理人(担当弁護士)は、「当時の資料は、社会保険事務担当者がA事業所の資金を横領して失踪する際、不正に廃棄されており、賞与額及び厚生年金保険料控除額についてお答えできない。」と回答している。

さらに、上述の社会保険事務担当者は、現在も連絡が取れないことから、申 立期間①当時の標準賞与額の事務手続等について聴取することができない。

加えて、B健康保険組合は、「申立期間①について、A事業所の健康保険被保険者賞与支払届の提出はなく、申立人の賞与額は分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく 厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月30日から同年11月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、関連会社に転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所(A事業所の後継事業所)の従業員名簿及び回答から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和37年11月1日にA事業所B支店から関連会社であるD事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B支店における昭和 37年8月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が 申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見 当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年12月1日まで 申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡 って11万円に減額訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬 月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成6年12月1日)の後の平成7年1月10日付けで、11万円に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、取締役であったことが確認できるが、当該事業所の事業主は、「給与計算事務や社会保険事務に関する権限は自分にあり、申立人は社会保険事務には関与していない。代表者印は自分が管理しており、他の者が代表者印を押印することは無い。」と回答している。

さらに、取締役だった元同僚は、「申立人は商品を販売する仕事をしており、 社会保険事務には関与していないと思う。社会保険事務は、事業主がしていた。 代表者印は、事業主が管理していた。」と証言していることから、申立人は、 社会保険事務について権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処 理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月16日

ねんきん定期便で、A事業所において申立期間に支払われた賞与に係る厚生年金保険の記録が無いことが分かった。賞与支払明細書があり、賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人へ支払った賞与の届出を誤り、厚生年金保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

年金事務所に厚生年金加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。A事業所には継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和 61 年 10 月 1 日から同年 12 月 13 日まではB事業所に、同年 12 月 14 日から 63 年 3 月 25 日まではA事業所に勤務していたことが確認でき、複数の同僚も、申立人が申立期間に退職したような事実は無く、A事業所における勤務は継続していたと証言している。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は昭和 62 年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない上、申立人と同様に、61 年 12 月 31 日にB事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、62 年 1 月 1 日にA事業所に係る同資格を取得している同僚が 15 人確認できる。

また、A事業所及びB事業所が業務委託をしていた税理士は、「当該二つの事業所は別々に経理業務を行っており、申立人の申立期間に係る保険料は控除していないと思う。」と回答をしている。

さらに、複数の同僚に聴取したが、申立期間に係る給与明細書を保管している者は見当たらず、A事業所及びB事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からは照会の回答が得られない、又は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月頃から34年4月7日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人がA 事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 34 年4月7日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 33 年 8 月 3 日から 34 年 4 月 9 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した 16 人のうち申立人を含む 4 人を除く 12 人について、同年 9 月 15 日に資格取得年 月日の訂正処理が行われたことが確認できる。また、上述の被保険者名簿に、

「昭和 34 年 9 月 3 日調査済」と記載されており、上述の 4 人はいずれも調査日までに被保険者資格を喪失(申立人の資格喪失日は昭和 34 年 8 月 31 日)していることが確認できる。このことから、申立人の資格取得年月日を遡って訂正した場合、厚生年金保険料を遡って納付することとなり、当該保険料を事業主と従業員で折半して負担する必要があることを踏まえると、申立人は既に退職しているため、A事業所が、当該保険料を徴収することができず、資格取得年月日の訂正の対象者から除かれたと考えるのが自然である。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申

立期間当時の事業主は亡くなり、元事業主(申立期間当時の事業主の息子)も、「破産後、全ての書類を処分した。当時のことを知る事務員が死亡したため、申立人について確認できない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から51年8月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に おける被保険者資格取得日は、昭和 51 年8月2日との回答を得たが、申立期 間の一部期間において当該事業所に勤務したことは確かなので、申立期間を厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の規約書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は申立期間の一部期間において、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 51 年8月2日にA事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

また、A事業所が保管する厚生年金基金加入員資格取得確認通知書及び健康保 険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人は、当該事業所において昭和 51 年8月2日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該事業所は、

「厚生年金保険は入社と同時に加入させていなかった。被保険者となっていない期間について、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する同僚の一人は、「自分は、A事業所において被保険者記録が確認できる前から勤務していた。厚生年金保険には入社後すぐには入れてもらえなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。